

第2章

計画策定の趣旨・目標等

Purport

1 計画策定の趣旨と策定根拠

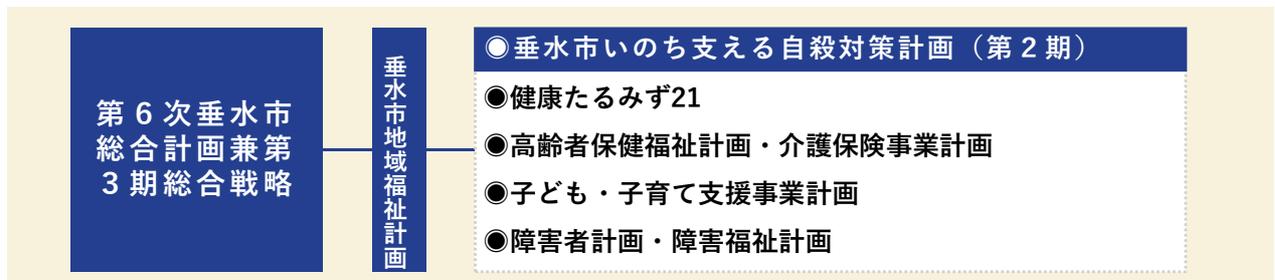
我が国の自殺対策は、平成28年に自殺対策基本法が改正され、自殺対策の本質が「生きることの包括的な支援」であること等を基本理念に明記され、誰もが自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、自治体において、「自殺対策計画」を策定することとされています。

本市においても、令和2年3月に「垂水市いのち支える自殺対策計画（以下「第1期計画」という。）」を策定し、関係機関と連携を図りながら、全庁的な取組として自殺対策を推進してきました。

今回、第1期計画の実施期間が令和6年度をもって終了することから、令和4年10月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱の内容を反映させるなど見直しを行い、「第2期垂水市いのち支える自殺対策計画（以下「第2期計画」という。）」を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、市の行政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画である「第6次垂水市総合計画兼第3期垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略」のまちづくりの基本目標「魅力的な地域をつくる」に位置付けるとともに、本市関連計画との整合性を図ります。



※第6次垂水市総合計画兼第3期総合戦略は、令和6年度に策定予定

3 基本理念

本計画の基本理念は、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、自殺総合対策大綱及び鹿児島県自殺対策計画（以下、「県計画」と言う。）と同様に、「誰も自殺に追い込まれることのない垂水市」とします。

4 計画の実施期間

本計画実施期間は、自殺総合対策大綱及び県計画を勘案し、「おおむね5年」とし「令和7年度から令和11年度まで」とします。ただし、国・県の動きや、本市の自殺実態等を踏まえ、必要に応じて見直しを行えるものとします。

5 計画の目標値

「誰も自殺に追い込まれることのない垂水市」の実現を推進するためには、具体的な数値目標等を定め、取組の成果と併せて検証を行っていく必要があります。本計画の目標値は、自殺総合対策大綱及び県計画を勘案し、計画期間の最終年となる令和11年度まで「**自殺者数ゼロ**」を目指すものとします。

6 SDG s との関連

SDG s（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は平成27年の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標であり、17の目標とより具体的な内容を示す169のターゲットが掲げられています。

垂水市は「誰も自殺に追い込まれることのない垂水市」を基本理念として自殺対策を推進してまいりました。これは、SDG sの基本理念である「誰一人取り残さない」という基本理念と一致するものです。

本計画においては、特に以下に掲げるSDG sの6つの目標を意識し、地域や関係団体及び関係機関等と連携することで、「自殺者数ゼロ」を目指す活動を推進します。



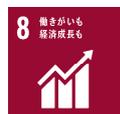
あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。



各国内及び各国間の不平等を是正する。



持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

